

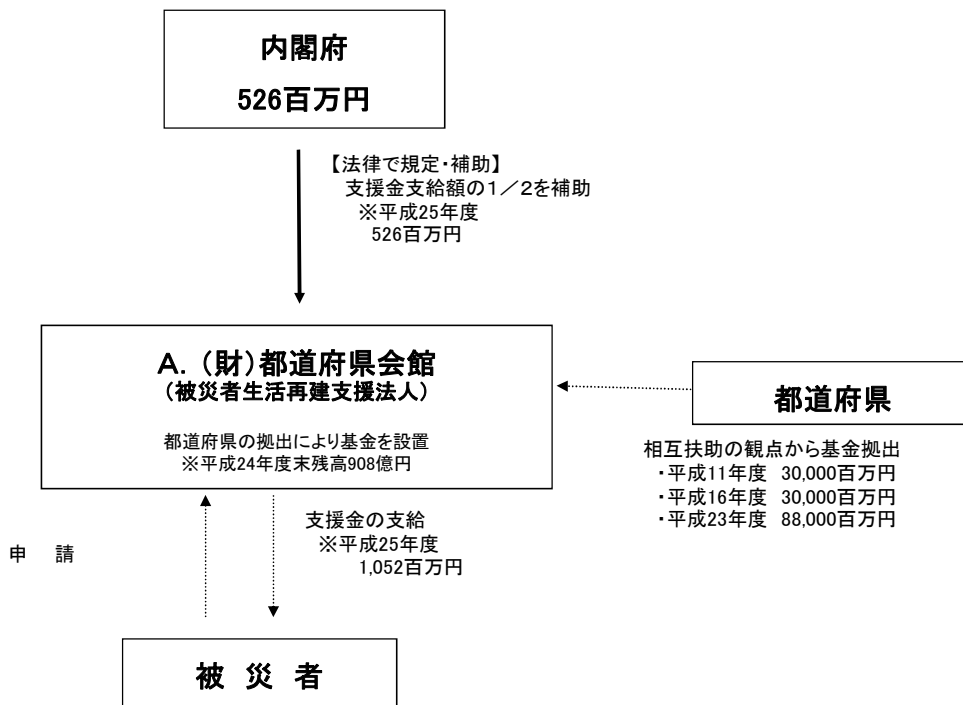
平成26年行政事業レビューシート

(内閣府)

事業名	被災者生活再建支援法施行に要する経費		担当部局庁	政策統括官(防災担当)	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	事業開始：平成11年度・終了(予定)なし		担当課室	参事官(被災者行政担当)	四日市正俊			
会計区分	一般会計		政策・施策名	38 防災行政の総合的推進(防災基本計画)(政策11-施策④)				
根拠法令(具体的な条項も記載)	被災者生活再建支援法		関係する計画、通知等	-				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	<p>○自然災害の被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、住宅が全壊した世帯等に対して最大300万円までの被災者生活再建支援金を支給。</p> <p>○国は支給される被災者生活再建支援金のうち1/2を補助。</p>							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	600	600	600	600	600	
		補正予算	352,000	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	555	183,716	1,559	355	-	
		翌年度へ繰越し	▲183,716	▲1,559	▲355	-	-	
		予備費等	-	2,082	-	-	-	
	計		169,439	184,839	1,804	955	600	
	執行額		169,380	44,705	526	-	-	
執行率(%)		100%	24%	29%	-	-		
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(年度)
	災害発生を受けて履行される事業であり、法律の規定に基づいて交付するものであるため、目標を定めて実施する性質のものではない。		成果実績	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-
活動目標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	災害発生を受けて履行される事業であり、法律の規定に基づいて交付するものであるため、目標を定めて実施する性質のものではない。		活動実績	-	-	-	-	-
			当初見込み	-	-	-	-	-
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	-		単位当たりコスト	-	-	-	-	-
			計算式	/	-	-	-	-
平成26・27年度予算内訳(単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	補助金	600	600					
計	600	600						

事業所管部局による点検・改善									
項目		評価	評価に関する説明						
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	本事業は、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が被災者生活再建支援金を支給する際、国がその支援金の額の2分の1(東日本大震災については5分の4)に相当する額を補助するものであり、被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するという被災者生活再建支援法の目的を達成するために必要な、優先度の高い事業である。						
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○							
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○							
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	支出先法人から被災者への支援金の支出状況は把握しており、国から法人へは法律の規定に基づいた金額を適切に支出している。 平成25年度の予算要求に当たっては、被災者が安心して申請可能なよう、一定の所要額を予算計上している(現在は6億円定額)。不足が生じた場合は、過去、補正予算や予備費で対応。 平成25年度においては、現年度災害(平成25年度発生災害)及び過年度災害(平成24年度以前に発生した災害。東日本大震災を除く)に係る被災者生活再建支援金が1,051,500千円支給され、補助金は支援金支給額の2分の1の525,750千円となった。 今後とも適切な執行に努める。						
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○							
	単位当たりコストの水準は妥当か。	-							
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○							
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○							
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○							
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-						
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-							
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-							
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	特別会計:東日本大震災分 一般会計:上記以外の震災分						
	事業番号	類似事業名					所管府省・部局名		
	復興庁016	被災者生活再建支援法施行に要する経費					復興庁統括官付参事官(予算・会計担当)		
点検・改善結果	点検結果	この事業は、被災者生活再建支援法人((財)都道府県会館)が被災者に支給した被災者生活再建支援金の1/2(東日本大震災については4/5)を被災者生活再建支援法に基づき補助金を交付するものであり、内閣府では、支援法人から被災者への支出状況についての的確に把握している。当該支援金については被災者生活再建支援法(議員立法により創設)により規定されており、見直しには原則として法改正が必要である。							
	改善の方向性	法律の規定に基づき交付しており、改善の余地はない。							
外部有識者の所見									
点検対象外									
行政事業レビュー推進チームの所見									
現状通り	本経費は、被災者からの申請に備えた経費であるため、引き続き一定の予算額を確保する必要がある。引き続き、補助金の交付先である被災者生活再建支援法人((財)都道府県会館)から被災者への支援金の支出状況の把握に努め、制度の円滑な運用に留意すべき。								
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況									
現状通り	所見を踏まえ、引き続き、制度の円滑な運用に努める。								
備考									
・被災者生活再建支援制度の概要 http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/pdf/080818gaiyou.pdf									
関連する過去のレビューシートの事業番号									
平成23年	0054	平成24年	0070、0071	平成25年	0047				

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



※東日本大震災にかかる支援金支給については、平成25年度以降、東日本大震災復興特別会計から支出

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

A.(財)都道府県会館			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
補助金	被災者生活再建支援金補助金の支給	526			
計		526	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックごと
 に最大の金額が
 支出されている者
 について記載す
 る。費目と使途の
 双方で実情が分
 かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)都道府県会館	被災者生活再建支援金補助金の支給	526	—	—